

敷地内禁煙のお知らせ

＝健康増進法及び、労働安全衛生法＝

厚生労働省は、健康増進法における受動喫煙防止対策において、「多数の者が利用する施設の管理者や事業者は受動喫煙を防止するための措置を講じるよう勤める（努力義務）」とされており、当院においては「完全分煙」とし受動喫煙防止に取り組んでまいりました。

しかし、2016年10月受動喫煙防止対策の新法か、健康増進法の改正が検討され「多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないもの、特に未成年者や患者等が主に利用する施設は“敷地内禁煙”とする（学校や医療機関）」となり、従来の「努力義務」から「敷地内禁煙」へ法改正される法案が打ち出されました。また、厚生労働省は、「東京オリンピックを契機に受動喫煙の防止策を徹底すべく、可能な限り早期に実効性のある対策を講じる」と述べ、この禁煙法案を今国会に提出する考えを示しました。

上記の法案を受け当院は、**2017年（平成29年）4月1日より敷地内禁煙**とし受動喫煙対策に取り組むこととなりました。

今後、更に喫煙に対する制度は厳しくなると予測されます。入院病棟を含む建物内をはじめ、駐車場などの病院敷地内も全面禁煙となりますのでご理解と、ご協力の程宜しくお願い致します。

平成29年2月20日

医療法人社団緑誠会

光の丘病院 院長 馬屋原 健